

横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価方法書

上位計画と対象事業の関係

令和2年6月16日

三井不動産株式会社

1

上位計画について

「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」
(平成29年3月 横浜市)

- 現市庁舎街区
- 港町民間街区
- 教育文化センター跡地

関内駅周辺地区の一体的なまちづくりの推進に向けた事業の目的や考え方が定められており、横浜市では、この方針に基づいて具体的な事業手法や条件を検討し、関内駅周辺地区の活性化に向けた事業者公募を進めていく

2

上位計画について

「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」

(平成29年3月 横浜市)

土地活用の目的

- ① 「国際的な産学連携」「観光・集客」をテーマに地区の賑わいと活性化の核づくりを行います。
- ② 関内駅前の交通結節点機能を強化することで、都心臨海部各地区の連携と回遊性を高めます。
- ③ 横浜らしい街並み景観を誘導します。

3

上位計画について

「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」

(平成31年1月 横浜市)

現市庁舎街区活用の公募において、「関内駅周辺地区の新たなまちづくり」の方向性等を示す。

連鎖的に行われる大規模土地利用転換を通して知と創造の活動の場を呼び込み、地区内に新たな風を吹き込み、人が集まる魅力を高めることで、関内・関外地区の再生及び都心臨海部の活性化につなげていく。

4

上位計画について

「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」

(平成31年1月 横浜市)

- テーマ：「国際的な産学連携」「観光・集客」
多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進

業務 商業 居住 交流

- 来街者や住民が安心して楽しく歩ける
「歩きやすい地区」となることを目指す

賑わいの創出 歩行者目線の景観形成

駐車場設置の地区ルール 自動車流入の抑制

5

上位計画について

「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」

(令和2年1月 横浜市)

現市庁舎街区活用事業の内容決定を受けて
「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」を
一部更新

- 対象事業実施区域は「希少な大規模街区」
- 地区全体や都心臨海部へとインパクト・波及を与える規模の大きな開発
- 「国際的な産学連携」「観光・集客」の中心的機能の積極的な誘導を目指す街区

6

対象事業のコンセプト

- ・ 新産業創造拠点とイノベーションオフィスにより、
国際的な産学連携を展開
- ・ 地元とともに地域資源を発掘し、体験型観光サービスにより
集客力と回遊性を強化
- ・ 行政棟の原風景と人のアクティビティが関内の顔となる、
周囲に開かれたシンボル空間の形成
- ・ 地域団体との連携や事業者協働による、
関内・関外地区の活性化とブランド向上

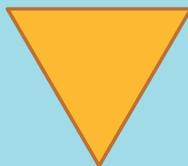
関内・関外地区の賑わいの創出を図る

- ・ 地区の新たな方向性やまちづくりの方針に沿った土地活用
- ・ 産学連携による起業促進やその効果の波及による
業務機能の再生
- ・ ここに来たくなる新たな魅力の創出による
観光・集客の拠点形成

7

その他の計画

- ・ 横浜市環境管理計画
- ・ 横浜市景観計画
- ・ 横浜市産業廃棄物処理指導計画
- ・ 工事中の歩行者に対する
バリアフリー推進ガイドライン
- ・ 横浜みどりアップ計画
- ・ 横浜市景観ビジョン



第4章「配慮指針に基づいて行った配慮の内容」
方法書 p.118～125に記載

8